

ストップ! いじめ アクションプラン

滋賀県教育委員会事務局学校教育課
生徒指導・いじめ対策支援室

平成25年10月改訂

はじめに

いじめは子どもの心を深く傷つける重大な人権侵害であり、絶対に許してはいけない行為であります。

このため、わたしたちは社会全体でいじめを許さず、子どもたちが安心して生活できる環境づくりに努めなければなりません。

平成 18 年度に全国でいじめ事案が多く発生した際に、滋賀県では子ども委員や大人委員による「滋賀県いじめ対策チーム委員会」を設置し、いじめに係る総合的な対策を議論してきました。

本冊子「ストップいじめアクションプラン」は、この「滋賀県いじめ対策チーム委員会」の委員の方々の意見を受けて、「教職員」や「子ども」、「保護者」、「地域」がいじめをなくすために何ができるのかという具体的な行動を、「アクション」としてまとめ上げたものです。

この度、「いじめ防止対策推進法」の施行に合わせ、いじめ問題への理解を深めるとともに、より実効ある対応ができるよう未然防止、早期発見・早期対応に対する行動を明確にしました。

全ての子どもが明るく楽しい生活を送れるよう、このアクションプランを校内の研修会等で活用するとともに、PTAや地域等にも啓発していただきますようお願いいたします。

平成 25 年 10 月

滋賀県教育委員会事務局学校教育課
生徒指導・いじめ対策支援室

ストップいじめ アクションプラン

目次

「理論編」	P 1
1. いじめの定義	P 2
2. いじめの構造	P 2
3. いじめの特徴	P 3
4. いじめに対する基本的な姿勢	P 4
5. 学校におけるいじめの対応の基本	P 5
6. 最後に	P 8
「アクション編」	P 10
○きらめき滋賀子どもトライアングル	P 11
○対象別アクション	
1. 学校のアクション	P 12
2. 子どものアクション	P 17
3. 保護者のアクション	P 20
4. 地域のアクション	P 23
○「ネット上のいじめ」への対応	P 25
○資料	P 29

ストップはじめアクションプラン

理論編

1. いじめの定義
2. いじめの構造
3. いじめの特徴
4. いじめに対する基本的な姿勢
5. 学校におけるいじめへの対応の基本
6. 最後に

1. いじめの定義

いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義

まず最初に、「いじめ防止対策推進法」では、いじめについて次のように定義されています。

～「いじめ」の定義（第2条）～

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

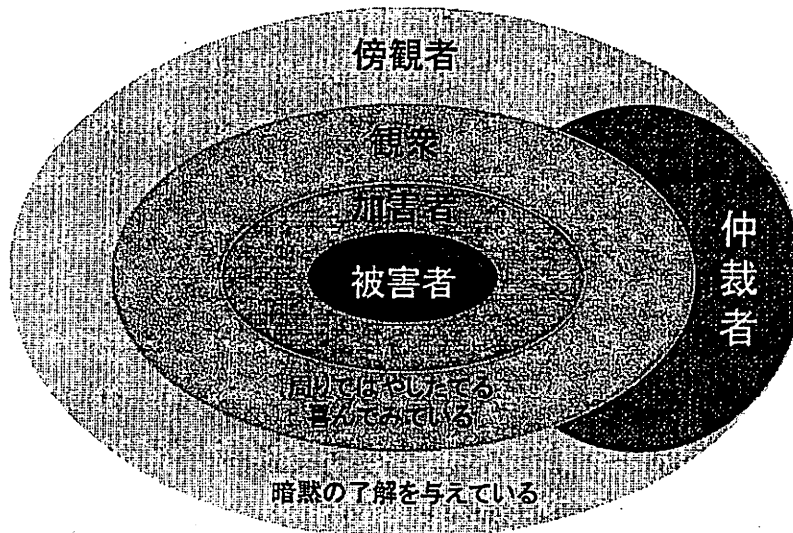
2. いじめの構造

次にいじめの構造について考えることとします。

いじめはいじめる側（加害者）といじめられる側（被害者）という二者関係だけでは成立しません。下の図に示しましたように、周りにはやし立てたり面白がったりする存在（観衆）と、周辺で黙って見守っている存在（傍観者）を含めた四層構造（「森田洋司氏による」）の中で発生するものです。

いじめはこの四層構造における子どもの関係性に注目して対応していくことが大切です。

また、子どもたちの間にはさまざまな人間関係がありますので、この構造の中で、いじめが同時発生的に起こる場合もあります。



（いじめの四層構造）

※仲裁者：傍観者の中からいじめを抑止する存在

いじめはこの四層構造を基本に考えますが、次の4点に留意する必要があります。

- ①いじめられた側から見れば、観衆や傍観者も含めて周りの者みんなが加害者と認識されることもあります。
- ②傍観者や観衆もいじめがあることを苦にしながらも、なかなか仲裁したり、訴えたりすることが難しい状況におかれていることも考えられ、加害者以外はすべて被害者とみる考え方もあります。
- ③最近では「自分とは関係がないこと」と考える子どもが増えていることも大きな問題です。
- ④傍観者は、この構造の中で最も多い人数と考えられますので、この仲裁者の育成が、いじめの指導には重要です。

3. いじめの特徴

〇いじめの構造から、いじめには次のような特徴が見られます。

(1) いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい。

- ①加害者が認めない場合や、直接行動せず、指図のみする場合があります。
- ②被害者が気づいていない、気づいても認めたくない、認めても声に出せない(相談できない)ことがあります。
- ③多くの人が見ていても、様々な関係性の中で、なかなか認識が一致しません。
- ④「ふざけていただけ」などの「言い訳」としてのトリックが存在し、見えづらくするための仕掛けが存在しています。
- ⑤出来事の確認は不可欠ですが、その積み上げだけではいじめがあったと判断するのは難しくなります。

(2) いじめはお互いの人間関係から生じる「関係性の病理」である。

- ①いじめは「行為」だけでなく、どのような人間関係にあるかによって、意味や程度が違ってきます。
- ②お互いの力関係のアンバランスによって生じるものです。
- ③誰もが被害にも加害にもなり得る流動的なものです。
- ④教師の発言が、力関係のアンバランスを誘発することがあります。
- ⑤関係性が生じる場面は「日常」ではありますが、近年子どもにとっての「日常」が学校である割合が高くなっています。

(3) いじめは第三者に打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える。

- ①周りの人から責められることで、いじめられた本人が「自分が悪い」と思う気持ちになったり、いじめを認めること自体が心の傷となったりします。
- ②これはいじめではない(いじめられていない)と自分自身で思うことで、心のバランスを保っていることがあります。
- ③自尊感情がひどく傷つきます。
- ④身近な人だからこそ、かえって相談できない場合があります。

4. いじめに対する基本的な姿勢

次に、いじめに対する基本的な姿勢を、2点にまとめました。

(1) いじめは重大な人権侵害であり、かつ命に関わる問題であるので、絶対に許されるものではないという強い姿勢をもつ。

- ①いじめは、いじめられた子どもの心を深く傷つけるものです。家庭でも、学校でも、地域でも「いじめは決して許されるものではない」という強い思いのもと、子どもたちが安心して相談し、安心して暮らせる環境を社会全体でつくるのが大切です。
- ②自分の命や人の命を大切にすることを日々の関わりの中から伝えていくことが重要です。

～「命の教育」とは (アイ)メッセージから～

ある精神科医に「命の教育のために、何をしたらいいですか。」と尋ねたところ、「命の大切さを一般的に伝えることも大切ですが、今の子どもたちの中には自分が愛されていることや大切にされているといった実感が少ない子どもがいます。赤ん坊を見て、全ての人が「かわいい」と思うわけではないのです。自分に愛された経験がない場合には、「かわいい」という実感がわからないのです。「命の教育」で大切なことは、「命は大切だ」といった抽象的なものではなく、今、目の前にいるあなたが心配だ、あなたの命が大切だと言ったI(アイ)メッセージをしっかりと伝えることです。抱きしめたいほどの愛しい気持ちを伝えてあげることが大切なのです」と言われました。

命の教育とは結局一人ひとりを大切にすることなのです。

(2) どの学校でも、どの子にも起こりうるものであるという危機意識をもつ。

- ①「自分の子どもは大丈夫」や「自分のクラスは大丈夫」という大人の思いこみは、子どもの些細なサインを見逃すことにつながります。いじめられている子どもは、周りに余計な心配をかけないために、身近な人ほど自分が苦しんでいることを見せまいと一生懸命ふるまうものです。このため、

日頃から「ひよっとしていじめられているかも」という危機意識を持つことが大切です。日頃から声をかけ、子どもの言動をしっかり見守りましょう。

～「教師の気づき」とはどういうこと？～

よく「教師の気づきの能力を高めましょう」と言う言葉を耳にします。では、そのために何が必要なのでしょう。

その一つに「危機意識を持つこと」があります。この「危機意識」の中には、絶えず「最悪の事態を想定すること」も含まれます。何事もすぐに「大丈夫」と断定せず、「ひよっとしたら・・・」と思ってください。こういった「迷い」を持つことが、「気づき」の能力を高めることになり、子どもを救うことになるのです。

～知っていますか。生徒指導の「さしすせそ」～

生徒指導上の対応については「生徒指導のさしすせそ」というものがあります。

「さ」：最悪の事態を想定して

「し」：慎重に(複数で)

「す」：すばやく

「せ」：誠意を持って

「そ」：組織的な対応を

上に示しました「最悪の事態を想定して」以外の内容(「し」「す」「せ」「そ」)も、非常に重要な対応のポイントです。このことを参考にアクションしてください。

5. 学校におけるいじめへの対応の基本

最後に、学校におけるいじめの基本的な対応について6点示します。

(1) いじめられた側の立場に立って、子どもの「つらさ」を共感的に受け止める。

- ①いじめられた子どもは誰にも相談できず、非常につらい思いをしています。そのため、子どもの被害感があれば、いじめの「事実」ととらえ、丁寧に対応することが重要です。「それぐらいは大丈夫」と安易に判断することは、傷ついた心をより深く傷つけることとなります。まずは子どもの気持ちに寄り添って「つらかったね」「気づけなくてごめんね」「よく相談してくれたね」といったメッセージを送り、子どもの声にじっくりと耳を傾けることが重要です。

②また、「いじめられた方にも原因がある」といった考えは、いじめられている子どもにとって、逃れることのできない絶望感や孤独感を与えることになります。

③子どもたちが、この人なら話しても大丈夫と思えるような信頼関係を日頃から作り、相談しやすい環境づくりに努めましょう。

～『「大丈夫」は「大丈夫」ではない』のメッセージ～

- ・子どもの視点に立って考えたとき、「大丈夫か？」と聞かれ、「実はいじめられている」とは答えにくいものです。
- ・また、その問いかけに「大丈夫」との返事が返ってきた時は、いじめがあるかもしれないとの視点で子どもの様子を観察してください。本当に何もなければ、「何のこと？」といった返事があるはずです。

※小森美登里氏(滋賀県いじめ対策研究チーム会議委員/NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事)の講演から抜粋

(2) 子どもたちの普段の言動からSOSを読み取る。

①いじめは見えづらいものです。だからといって見逃してしまえば、一層深刻な状況を招いてしまいます。日ごろから子どもたちの様子をしっかりと観察するとともに、少しでも気になることがあれば、積極的に声をかけていきましょう。

②また、子どもの状況を把握するためには、自分一人ではなく、多くの人から情報を収集することが大切です。日ごろから教職員間の情報共有はもちろん、保護者との緊密な連携を図り、子どもの心の変化をつかみましょう。

～クラスの子どもの名前を毎日確認してますか？～

- ・ある先生の取組を紹介します。その先生は学校の帰りに、毎日自分のクラスの子どもの名前を目をつぶって確認されています。すぐに名前が出てくる子ども、なかなか名前が出てこない子ども、名前が出なかった子ども、様々あると思います。そこで、この先生は、次の日に名前が出てこなかった子どもから積極的に声をかけられるのです。
- ・名前が出てこなかった生徒は、最近あまり関わりを持たなかった子どもだと気づくことが大切なのです。私たち教師は「関わりのプロ」と言われます。こうした一人ひとりの子どもたちとの関わりの積み重ねを大切にしましょう。

(3) 迅速かつ組織的に対応する。

①いじめられた子どもにとっては、一日一日が非常に長くつらい時間です。そして、少しでも早くこの苦しみから逃れたいと考えています。

②そのため、相談を受けた時や発覚した段階では既に深刻な状況であること

を理解しましょう。「しばらく様子を見ましょう」という判断は、子どもにとって大変つらいものです。「教育（きょういく）」は「今日行く」ことだと言われますが、何よりも迅速な対応を心がけてください。

③いじめへの対応については、未然防止を含め、学校における組織的な対応が必要です。全てを担任一人だけで対応するには限界があります。また、いじめの原因や背景には様々な要因が考えられますから、一人の目だけでは、正しい子ども理解はできません。できるだけ多くの人から情報を収集することが大切です。

④日頃から組織的にアセスメント（見立て）とプランニング（支援計画）を行い、いじめの解消（再発防止）に努めましょう。

～アセスメントとプランニング～

「アセスメント」とは、子どもに関する情報から発生した行動（現象）の背景や意味を考えること（見立て）です。いじめには様々な原因や背景が考えられます。多くの情報でいじめに関わった子どもの背景を分析し、再発防止に役立てましょう。

・プランニングにおいて大切な視点は、次の3点です。

(1) 子どもの自尊感情を高めるための計画を立てる。

いじめている子どもも、いじめられている子どもも、自尊感情の醸成が重要な鍵です。子どもの得意なものを見つけ、それを伸ばしていくよう計画を立てましょう。

(2) 90%達成可能な計画を立てる。

達成困難な計画では、達成できなかった場合、子ども、保護者、教員に徒労感や疲労感しか生まれません。焦らず十分達成可能な計画を立てましょう。少しのステップアップでも、そこで得られる充実感や達成感が子どもの自信につながるのです。また、そのことで保護者や先生にもエネルギーが生まれるのです。

(3) 計画がうまくいかなければ修正する。

全ての計画がうまくいくことはありません。うまくいかなかった場合にはもう一度情報を収集し、有効な支援を改めて考えましょう。たとえうまくいかなかった取組でも子どものために一生懸命取り組んだことに大きな意味があるのです。大切なことは、①子どものことを考えて、②焦らず取り組むことです。

(4) 加害者への適切な指導で再発を防ぐ。

①いじめは加害行為を止めなければ解決にはつながりません。いじめている子どもも、いじめていることで心のバランスを保っています。解決のために謝罪させたり、握手させたりする指導も重要ですが、まずは、いじめをしてしまった子どもが何に悩んでいるのか、その原因や背景を理解することです。そのため、まずはじっくりと話を聞いてください。子どもの抱える「しんどさ」を理解した上で、「だめなことはだめ」と教えてあげてく

ださい。

- ②子どもの健全育成のためには学校だけで抱え込まず、必要に応じて警察な福祉などの関係機関との適切な連携も必要となります。

(5) 子どものエンパワーメント（子どもが持っている本来の力を引き出すこと）の視点が大切である。

- ①子どもたちは、根本では自分で解決しなければならないと思っています。そこで、大切な視点は、子どもたち自身が訴えたり、問題を解決したりできる力を引き出すこと（エンパワーメント）です。
- ②エンパワーメントは、子どもとの信頼関係づくりがあってはじめて可能となります。まずは、「子どもの目線」に立って、子どもの話をしっかり聞くことが大切なのです。
- ③また、謝罪だけの指導では、エンパワーメントにつながりません。事後指導を含め、自分たちで解決する力の育成や、学校や学年、クラス単位での中長期的な人間関係の修復が大切です。

～「子ども目線」での対応とはどうすることですか。～

今、いじめの問題の解決のために、「子ども目線」の取組が求められています。では、この「子ども目線」に立つとはどうすることでしょうか。

- ・大人が子どもを守るという視点も重要ですが、これだけではいじめの対策にはなりません。子どもたち自身がいじめをしなかったり、いじめをなくそうとしたりすることが大切です。
- ・「子ども目線」とは、「①子どもを一つの人格として尊重し、②子どもたちの置かれている状況やつらい気持ちを理解しながら、③子どもの思いにしっかり耳を傾ける」ことです。そしてこのことが、子どもたち自身の解決していきたいという思いを支援する（エンパワーメント）ことにつながるのです。
- ・わたしたち大人は、日頃から子どもの声に耳を傾ける中で、自分がついつい「大人目線」になっていないかを検証していくことが大切です。

6. 最後に

- ①いじめ問題への対応にとって何よりも重要なことは、いじめを防止し子どもたちが安心して生活できる環境をつくることでもあります。
- ②そのためには、授業等の教育活動や地域の活動など、あらゆる機会を通じて、言語能力や、問題解決能力を育成するとともに、自己有用感や自己存在感を感じる取組によって、子どもたちが集団や社会の一員としての役割を担える存在となるよう支援することが大切です。（具体的にはアクション

を担える存在となるよう支援することが大切です。(具体的にはアクション編で述べます。)

③学校はもちろんのこと、家庭や地域と一体となって、子どもたちの健全な育成に努めることがいじめをなくすことにつながるのです。

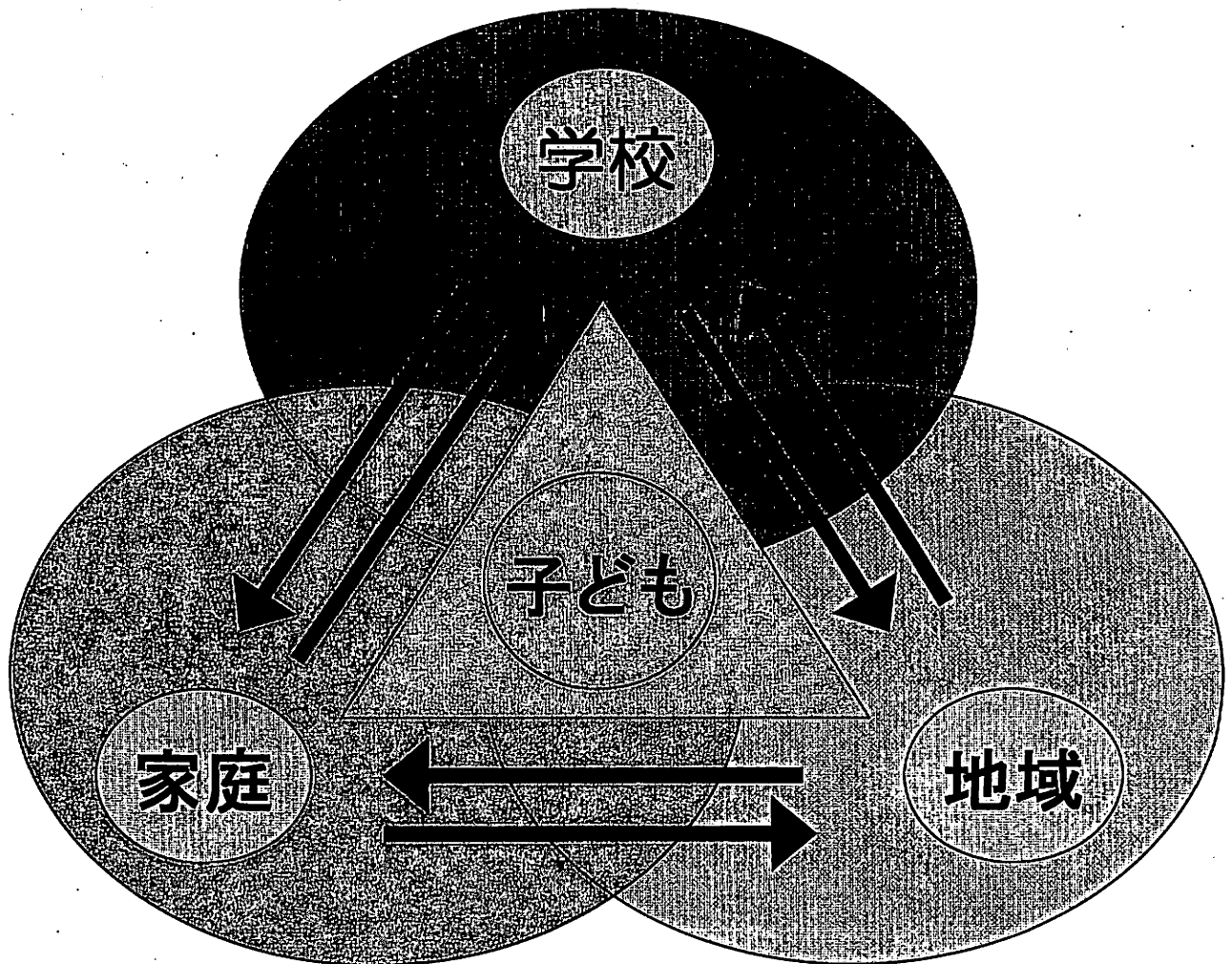
ストップいじめアクションプラン

アクション編

いじめのない社会を実現するためには、子どもたちを取り巻く「学校」「家庭」「地域」の三者（トライアングル）の大人たちが連携し合い、子どもたちを包み込み、守り育てる「環境」をつくりあげることが大切です。滋賀県ではこれを「きらめき滋賀子どもトライアングル」（p11）と称し、この三者の具体的な対応を「教職員のアクション」「保護者のアクション」「地域のアクション」として、この「アクションプラン」にまとめました。

「学校よし」「家庭よし」「地域よし」の「三方よし」で
「子どもよし」

きらめき滋賀子どもトライアングル



いじめのない社会を実現するために、子どもたちを取り巻く「学校」「家庭」「地域」の大人たちが連携し合って、子どもたちを包み、守り育てる「環境」をつくり上げることが大切です。「きらめき滋賀子どもトライアングル」（学校・家庭・地域の連携）で、子どもたちのまわりにすてきな音色を奏でましょう！

学校のアクション

ここにはいじめに対する教職員の具体的な対応をまとめました。子どもが安心して生活できるよう、各学校の教職員の研修会等でご活用いただきますようお願いいたします。

1 学校のアクション

[いじめ対策委員会の設置]

- ①「いじめを絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」ことを、児童生徒、保護者、地域の人々に宣言する。
- ②このため、その中核となる組織として、いじめ対策委員会を常設し、学校における未然防止、早期発見、早期対応のための取組の計画・実施・検証等を行う。

[未然防止]

(1) 一人ひとりの子どもが大切にされる、いじめのない学校づくりを進める!!

- ①「いじめを絶対に許さない、いじめられている人を守り通す」ことを、児童生徒、保護者、地域の人々に宣言する。
- ②どの子どもにも「だめなことはだめ、いいことはいい」と毅然と言い切る指導を徹底する。
- ③わかる授業、魅力ある授業に努め、授業を通じて「自己存在感」「共感的人間関係」「自己決定の力」を育む。
- ④授業や様々な活動を通じて、積極的に発言する場を与える。
- ⑤道徳教育や体験活動を充実させ、社会性や自主性を育むとともに、「正義」と「思いやり」の気持ちを育む。
- ⑥「豊かな人間関係を育む力」を培うよう、特別活動の年間指導計画をたてる。
- ⑦子どもたちが「いじめをしない・させない学校づくり」を児童会・生徒会・学級活動等の中で自主的に取り組むよう支援する。
- ⑧いじめや差別を絶対に許さないことを、日常の教育実践の基本とし、人権教育の充実に努める。

(2) 職員研修の充実と生徒指導・教育相談体制の充実を図る!!

- ①ロールプレイやグループワークなど、児童生徒や保護者の思いや気持ちを十分に理解するための研修を積み上げる。また、いじめに特化した職員研修会を実施する。
- ②校長のリーダーシップのもと、「報告」「連絡」「相談」を学校内で十分機能させ、速やかな方針決定とそれに基づく校内体制の強化を図る。

- ③児童生徒の行動の背景を読み取り（アセスメント）、専門家に的確につなぐなど解決に向けた具体的な手だて（プランニング）ができるための研修会を実施する。
- ④スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、相談員、市町教委、外部関係機関等との連携がいつでもとれるよう、日頃から意思疎通を図っておく。
- ⑤子ども、保護者、地域から信頼される教師を目指し、人間的魅力や指導力を身につけるよう教員が共に学び合う機会を積極的につくる。
- ⑥いじめ問題の学校での取組を「わが校のストップいじめアクションプラン」にわかりやすくまとめ発信する。
- ⑦学校評価において、いじめに対する取組が適切に行われているかを検証する。

（3）地域との連携

- ①あいさつ運動、声かけ運動、見回り活動等、地域における青少年健全育成に向けた働きかけを行う。
- ②保護者、地域の方に対し、いじめに関する研修会を開催し、いじめを防止することの重要性など、いじめ問題に対する理解を深めていただいたり、学校運営協議会の場を活用したりして、協議の場を設け、いじめ問題に対する協働のための取組を進める。

〔 早期発見 〕

- ①悩みを気軽に相談できるよう、教師は自己開示しながら、日頃から児童生徒との信頼関係づくりに努める。
- ②些細な変化を見逃さないように、休み時間、昼食時、放課後等において挨拶や声かけを積極的に行うなど児童生徒とのふれあいに努める。
- ③校務分掌を整理するなど工夫して、教職員が子どもと向き合う時間を増やす。
- ④いじめが見過ごされないよう、児童生徒へのアンケートを学期ごとに1回は実施する。また、保護者や地域の方からの意見や状況を知るための調査を行う。
- ⑤教職員自身によるいじめ点検を定期的に行い、いじめが心配される状況がないかの確認を行う。

[早期対応]

(1) いじめの発見もしくはいじめの訴えがあれば、直ちに対応する！！

- ①いじめを発見した者や訴えを聞いた者はすぐに学年主任、生徒指導主任・主事および管理職に報告する。
- ②学校長の指揮のもとに、速やかにいじめ対策委員会を開き、いつ、誰が、どのように事実確認するか役割分担などの打ち合わせを直ちに行う。
- ③事実確認は必ず個別に行い、内容の照合を行う。ただし、長時間の聞き取りを行わないなど、児童生徒の状況には配慮する。
- ④速やかに事実関係の集約を行い、短期・中期・長期に分けての対応策を立てる。
- ⑤対応策を全教職員が共通理解するとともに、該当の児童生徒やその保護者に説明し、理解と協力を求める。
- ⑥教育委員会に適切に報告を行う。
- ⑦関係機関や地域の協力も得ながら、いじめの解消に向けた具体的な道筋をつける。
- ⑧犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは警察と連携する。

(2) いじめにあった児童生徒を守りきる！！

- ①まずは、十分話を聴き、「絶対に守りきること」を約束して安心感を与える。
- ②解決に向けて、本人及び保護者に具体的プランを示して協力を得る。
- ③いじめられた子にも原因があるといった対応はしない。
- ④状況に応じて、スクールカウンセラーなど専門家と連携した対応を行う。
- ⑤いじめを行った児童を別室で学習させるなど、いじめを受けた子どもが安心して学習できる環境づくりに努める。
- ⑥いじめを受けた子どもが緊張して教室に戻れない場合に、学習の保障に努める。
- ⑦いじめ解消後も注意深く見守り、安心感をもたせながら継続的な支援を行う。
- ⑧必要に応じて出席停止等の措置を検討する

(3) いじめた児童生徒が深く反省し、二度といじめを繰り返さない指導を行う！！

- ①時間、場所、内容、理解、人数、背景など正確な事実確認をじっくり行う。
- ②中立的、受容的に対応し、しっかり耳を傾ける姿勢で話を聞く。
- ③いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ④状況に応じて、スクールカウンセラーなど専門家と連携した対応を行う。
- ⑤相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行えるよう導く。

- ⑥償いの気持ちが行動であらわせるよう支援し、再発防止に努める。
- ⑦保護者の理解のもとに、徹底した指導・支援を行う。
- ⑧いじめ解消後も継続した見届けを行う。

(4) 傍観者に、いじめをなくすための行動がとれるように指導する!!

- ①安心できる環境の中でしっかりと話を聞く。
- ②日頃から声かけを行い、子どもが相談しやすい信頼関係づくりに努める。
- ③見て見ぬ振りをしたり、自分とは関係のないことと考えたりすることは、いじめを容認したことになるという事実を深く考えさせる。
- ④自分の問題としてとらえ、仲介者としての働きを含め、今後、自分はどうすべきかを深く考えさせる。
- ⑤学級会等を開き、学級としてどうすべきかなど、しっかり考える機会をつくる。
- ⑥学級の進んだ取組みを学年や全校に広げ、再発防止に努める。
- ⑦子どもと先生がいじめについて話し合う機会を設ける。

(5) 保護者への説明責任を果たし、協力を得る!!

- ①被害、加害の保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取組」について、理解と協力を求める。
- ②加害の児童生徒とその保護者に来校を求め、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめをしてはいけないこと」について、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。
- ③いじめの一つひとつの経過を把握し、いじめが解消されたと見られる場合も、継続して状況把握に努める。
- ④いじめ対策委員会の判断のもと、状況に応じて学級・学年・全校単位での保護者会の開催を検討し、開催する場合には、いじめの事実と学校の対応(思いや姿勢)取組について説明し、理解と協力を求める。

(6) 地域との連携を進める!!

- ①地域や関係機関への説明・協力依頼を行う。その際、個人情報の保護には十分配慮する。
- ②それぞれの家庭で子どもが安全に生活しているかどうか、民生委員・児童委員や福祉機関とも連携し情報を共有する。

子どものアクション

いじめは絶対に許されるものではありません。いじめの解決のためには皆さんの力が必要です。ここにあげたアクションを参考に、わたしたちと一緒に取り組んでいきましょう。

～先生方へ～

ここにあげた「子どものアクション」を児童生徒にも啓発し、子どもたちによるいじめ対策に活用してください。

2 子どものアクション

(1) いじめのない学校・学級づくりを進める！！

- ①いつもお互いが気持ちのいい挨拶を交わす。
- ②正しく適切な言葉遣いができるようにし、相手を傷つける言葉を使わない。
- ③勉強やスポーツ等、様々なことに一生懸命取り組み、自分に自信をもつ。
- ④人の失敗を笑う、悪口を言うなど、自分がされて嫌なことはしない。
- ⑤暴力や恐喝^{きょうかつ}などはもちろんのこと、無視したり嫌がらせをしたりしない。
- ⑥欠点を責めず、日頃からお互いの良いところを見るように心がける。
- ⑦嫌なことは、「やめて！！」とはっきり伝えてみる。伝えきれない時は、誰かに必ず相談する。悩んだり困ったりした時は、一人で抱え込まない。
- ⑧人間はもともと弱いことを知り、人と人の助け合う大切さを知る。

(2) 学級活動・児童会・生徒会活動に積極的に取り組む！！

- ①一日一善運動、ほめほめカード、学級の約束作成など、自ら取り組むことで、「いじめ」を自分のこととしてとらえるようにする。
- ②正しいことがしっかりと話せる、行動できる集団をつくる。うわさに振り回されたり、うわさを広げたりしないようにする
- ③児童会、生徒会は、先生と協力していじめをなくす活動を進める。
(例) 誓いやスローガンの制定、ポスターや幟^{のぼり}づくり、いじめを許さないリボン意見発表会、創作劇、ピア・サポートなど (P32参照)
- ④児童会、生徒会そして行事等のイベントを通して、学級・学年の仲間としての一体感をつくる。
- ⑤ピアサポート(仲間が相談相手になり、支えていく活動)や縦割り活動など、子ども同士で悩みの相談ができるよう取り組む。
- ⑥みんなで決めたことは、みんなで守る。
- ⑦自分たちの学校に誇りを持ち、学校を良くするための提案をする。
- ⑧異年齢の人など、年齢の違う人や地域の人などと一緒に活動したり、遊んだりするなど、体験する機会を増やす。

(3) 自分たちでできることを考え、行動にうつす！！

○いじめられている人は

- ①いじめられたり、心配なことがあった場合には**周りの大人（先生や保護者）**に相談する。
- ②先生や保護者に**言えない時は、友人**に話す。
- ③周りの大人や友人等、**だれにもいじめの相談ができないときは、いじめ相談電話**を利用する。（いじめ相談の窓口：P33）

○いじめている人は

- ①人間は失敗をすることもある。大切なのは**失敗を深く反省することである。二度と同じ事を起こさないよう先生や保護者に思いを伝え、一緒に考える。**
- ②**自分の思いを言葉にしたり文字で表現したりして、反省につなげる。**
- ③何か心配なことがあれば、**気軽に保護者や先生に相談する。**

○周りで見ている人は

- ①孤立している仲間には、**根気強く声をかけ、相手が心を開いて自分から相談してくれる関係をつくる。**
- ②**仲間のこと**について一人で抱えこまず、先生や保護者に伝えるようにする。
- ③いじめを受けている仲間に、声をかけたり、接したりする時には、**周りの目を気にせず踏み出す勇気**をもつ。
- ④**友だちからいじめの相談を受けたときには、まずはしっかりと聴いてあげる。**
そして、一人で抱えこまずに先生や保護者を信じてその相談内容を伝える。

保護者のアクション

いじめられた子どもは、身近な人であるほど相談しづらいものです。子どもたちは自分でいじめられていることを認めたくない思いや、余計な心配をかけたくない思いなど、様々な思いをもって悩んでいます。

そのため、子どもの気持ちは日頃の言動から理解してください。子どもに声かけをおこない、子どもの些細な変化を見逃さないようにしてください。

また、心配なことがありましたら、すぐに学校に相談してください。保護者の皆さんと学校が一緒になって、子ども達が安心して暮らせるように努めていきましょう。

～先生方へ～

ここにあげた保護者のアクションは、PTA等の研修会でご活用いただけるようお願いします。

3 保護者のアクション

(1) 自分の子どもの声をじっくり聴く！！

- ①日頃から子どもに話しかけ、**表情や返ってくる言葉**に気を配る。
- ②どうしても話が聴くことができないときは、**後から話を聴く機会**を作るように工夫する。
- ③話を聴くときは、うなずきながら子どもの言葉に**しっかりと耳を傾ける**。
- ④じっくりと聴くことが「**安心**」「**信頼**」を**与えること**であると自覚しながら、最後まで話を聴く。

大人は人生の先輩です。子どものよきアドバイザーとなれるように努力しましょう。子どもの悩みに対して複数の回答ができるようにするとよいですね。答えが見出せない時は一緒に考えたり、悩んでいることを子ども目線になって共感したりしてあげることです。悩んでいるときは、なかなか話を切り出せないものです。話してくれた勇気を理解し、その気持ちを汲み取りましょう。

(滋賀県いじめ対策チーム委員会議の委員の声)
現：子どもによる滋賀県いじめ対策チーム会議

(2) 自分の子を見守り、理解し、支える！！

- ①家族の人間関係を大切にした、**憩い安らげる家庭づくり**に努める。
- ②親子で話す中で、**悩みを共感したり、必要に応じてアドバイス**したりする。
- ③日常の子どもの言動の中から、**いじめの兆し**を見逃さないように努める。

(3) いいことはいい、ダメなことはダメとしっかり伝える！！

- ①兄弟姉妹が各々ががんばっているところをほめ、**お互いが手本となる関係づくり**になるようにする。
- ②社会で許せれないことは、親として断固として許さず、**間違った価値観は通らない**ことを教える。
- ③親自身が、大人としての言動に責任を持ち、ごまかしたり意地を張ったりしない。

(4) 子どもが生活の主体者になれる場を見つけ、体験をさせる！！

- ①いろいろな体験を積ませることによって、よく考え、問題を解決する力をつける。
- ②部活動、クラブ活動、ボランティア活動、地域行事等、年齢の異なる人々とのふれあいを通して、年上の人から学んだり、年下の人への面倒を見たりして豊かな人間関係を築く土壌づくりに努める。

(5) 規則正しい生活習慣づくりに努める！！

- ①心の安定は、安定した生活から生まれるものであり、家族みんなで早寝、早起き、朝ごはんを心がけ、規則正しい生活を送る。
- ②できるかぎり一緒に食事をするなど、親子で過ごす時間を大切にする。

(6) 学校と一緒に動き、協力して解決にあたる！！

- ①日頃から子どもの言動や表情に留意し、気になることは、早めに学校の先生に相談する。
 - ・加害の場合
直接はいじめに関係しているかはわからなくても、気になる言動があればまずは学級担任に相談する。
 - ・被害の場合
子どもが学校の先生には知られたくないという場合でも、子どもの様子を見守りつつ学校に相談する。その場合、「知られたくない」という子どもの思いは必ず学校に伝えておく。
- ②子どものケアを最優先にして、学校と協力していじめ問題の解決に努める。

(7) 地域で子育てを支えあう、PTA活動を促進する！！

- ①PTAで呼びかけたり、研修や講演会等に積極的に参加したり、フォーラムを計画したりして、保護者全体でいじめをなくす機運を高める。
- ②日頃から保護者同士が連携に努め、みんなで子どもを育てる機運を高める。

地域のアクション

いじめは絶対に許されるものではありません。しかし、いじめはもともと見えづらい構造のためになかなか発見できないのも事実です。また、いじめは学校だけでなく、様々な場面で発生し、放っておくと深刻化し、命に関わる事態も招いてしまうものです。そのため、地域の皆さんの力が是非とも必要です。皆さんと一緒にいじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めていきたいと思っています。

また、子どもたちは自分の力を発揮する場を求めています。様々な機会をつくっていただき、地域ぐるみで、いじめのない明るい環境づくりに御協力ください。

子どもは社会の宝です。皆さんと一緒に子どもを育てていきましょう。

～先生方へ～

ここにあげた地域のアクションは、地域の研修会等でご活用いただけるようお願いします。

4 地域のアクション

(1) 地域における子どもを支えるコミュニティを形成し、多くの目で子どもを見守る！！

- ①「〇〇さんおはよう」と積極的に子どもの名前を呼びながら挨拶を行う。
- ②地域行事に参加する子どもたちの様子をしっかりと見守り、いじめの兆しを見つれたり、一緒に活動する中でいじめについて考えたりする機会とする。
- ③「地域の子どもは地域で育てる」を合言葉に、子どもの間違っただ言動は大人が毅然と注意する。
- ④登下校時や地域の活動の中でもいじめが起こる場合があるので、地域での様子を見守り、気になる状況があれば、躊躇せず学校や地域の活動の関係者に相談する。

(2) 地域の中で子ども達の居場所・活動機会づくりを行い、地域行事に子どもを参加させる！！

- ①地域運動会等の企画、運営に子どもたちを参加させ、大人といっしょに考えたり任せたりして子どもの出番を多く作り、存在感、成就感を育む。
- ②地域で子どもも参加する行事を企画し、生き生きと過ごしたり、のびのびと意見を言ったりする様子を積極的にまわりの大人に見てもらう機会をつくる。
- ③人生の先輩としての手本となり、人としての生き方を子どもたちに学ばせる。

(3) 子どもが大切にされ、子どもを支えることができる地域づくりを進める！！

- ①登下校の見守り活動や挨拶活動を通じて、子どもたちが地域の大人に守られている「安心感」をもって過ごせるようにする。
- ②子どもたちにとっていつも見ていてくれる顔見知りの存在となり、相談したりアドバイスを聞き入れたりできる関係を築く。
- ③地域活動のリーダーを対象に、「いじめ対策」の研修を実施する。

(4) 学校との緊密な連携を図る！！

- ①学校支援地域本部や青少年健全育成連絡協議会等、学校と地域との連携を深めるとともに、これらの協議会に子どもの意見を反映させる工夫も行う。
- ②日常の情報交換等を密にし、地域と学校が力を合わせて子どもの健全育成にあたるという機運を高める。

「ネット上のいじめ」への対応

スマートフォンなど情報端末を使用したいじめが多く発生しています。このインターネット上のいじめは、大人のわからないところで潜行するもので、深刻な課題となっています。

携帯電話を始め、情報端末機は子どもにとって本当に必要かをもう一度考えていただくとともに、使用させる場合は親子でルールを作ったり、使用の状況を確認したりして、子どもが被害者や加害者にならないように努めてください。

「ネット上のいじめ」への対応

〔教職員のアクション〕

- ①携帯電話・スマートフォンは、学校における学習生活に**直接必要のないもの**であり、小中学校では児童生徒が学校に携帯電話・スマートフォンを**持ち込むことは原則禁止**である。高等学校でも学習の妨げになることから、使用のルールを定めるなど**指導の徹底**を図る。
- ②各学校の児童生徒の実態や成長段階に応じて**情報モラル**の指導を行う。
- ③児童生徒に情報化社会でのルール・マナーについて考えさせ、誹謗中傷やいじめは**人権侵害や犯罪**であることを理解させ、絶対にさせないよう**指導の徹底**を図る。
- ④被害の相談を受けた時には、次の対応を行う。

「正確な事実確認」

- ・書き込み内容を保存する。
- ・他人のアドレスを使って誹謗中傷する「なりすましメール」もあるので、加害者を特定する場合には十分留意して対応する。

「関係機関との連携・被害の拡大防止」＝削除等の対応

（「生徒指導提要」平成22年3月文部科学省作成 P176～177 参照）

- ・脅迫や重篤な名誉毀損等については、最寄りの警察署の生活安全課や法務局人権擁護課に相談する。

- ⑤児童生徒や保護者に**携帯電話・スマートフォンの危険性**を知らせ、**フィルタリングサービス**利用の徹底を働きかける等、危険から身を守る知識と技術を身につけるように啓発する。

[子どものアクション]

- ①情報にも自分や他人の権利があることを知り、メール等を発信する場合は、相手の気持ちを十分に考えたものとし、**その内容には責任をもつ。**
- ②誹謗中傷や、犯罪予告のような書き込みは重大な人権侵害や犯罪行為であり、絶対にしない。
- ③他人の写っている画像や動画を撮ったり、その情報を配信したりしない。

◇悪質な書き込みは犯罪行為

(犯罪になる可能性のある事例)

- ・ 名誉毀損罪(刑法230条) : 他人のプロフを勝手に作成し、本人が希望しない内容や、事実に反することの書き込み等
- ・ 侮辱罪(刑法231条) : 「あほ」「ばか」等の書き込み
- ・ 脅迫罪(刑法222条) : 「殺す」「家に火をつける」等の書き込み
- ・ 威力業務妨害罪(刑法234条) : 「学校に爆弾を仕掛けた」等の書き込み

◇写真や動画を悪質な配信は犯罪行為

(犯罪になる可能性のある事例)

- ・ 児童ポルノ法違反(児童ポルノ法7条)
: 下半身の写った動画や画像を撮影し、それを配信する

- ・ 個人情報発信する場合には、悪用されることがあり、**また一度流した情報は回収できないことを理解する。**
 - ・ 掲示板等の書き込みは匿名でできるが、記録は残るため、**書き込んだ人物は必ず特定できることを知る。**
- ④**家の人とルール**(使う時間や場所、方法等)を決め、その約束を守って使用する。
 - ⑤携帯電話(スマートフォン)を使ってよい場所や時間など、利用にあたっては**社会や学校等のルールを守る。**
 - ⑥SNSやメール等で知り得た内容(情報)だけで判断をしない。真偽が定かでない情報に振り回されないようにする。

[保護者のアクション]

- ①携帯電話・スマートフォンは、学校における学習生活に**直接必要のないものである**ので、子どもに携帯電話（スマートフォン）を与える前に、**本当に必要かどうか**をよく検討する。
- ②子どもに使わせる場合には、フィルタリングサービスを利用し、ルールやマナーの指導も必ず行うとともに、**保護者の責任**において管理する。
- ③インターネットや携帯電話・スマートフォンに関し、子どもたちが様々な事件に巻き込まれ、**加害者にも被害者にもなっている現実**や、「ネット依存」や「不健全な人間関係」等の**弊害も生じている**ことを知る。
- ④子どもの様子を把握し、気になることは**躊躇せず学校に相談**する。また、ネット被害等深刻な場合は、**警察や消費者相談窓口**に相談する。
- ⑤家族で、機会をとらえて、「**公共のマナー**」、「**権利と責任**」、「**危険回避の仕方**」などについて話し合うようにする。
- ⑥常に進化する携帯電話・スマートフォンの**機能や操作方法等に関心を持ち、理解に努める**。

※「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」に、青少年がインターネットを適正に利用するための保護者の努力義務が平成20年度に追加されました。

第20条の2

- 3 保護者は、青少年に有益なソフトウェアの利用、インターネットの利用に関する健全な判断能力の育成その他の適切な方法により、青少年がインターネットを適正に利用できるように努めなければならない。

いじめへの気づき・対応編

※H24. 11. 20小森美登里氏（滋賀県いじめ対策研究チーム会議委員／
NPO法人ジェントルハートプロジェクト理事）講演から抜粋

○子どもに「大丈夫か？」と問いかけることは・・・？

- ・子どもの立場に立って考えたとき、「大丈夫か？」と聞かれ、「実は、いじめられている」とは答えにくいものです。
- ・また、その問いかけに「大丈夫」との返事が返ってきたときは、いじめがあるかもしれないとの視点で当該子どもを観察してください。本当に何もなければ、「何のこと？」といった返事があるはずです。

○「しばらく様子を見る」対応は大変危険

- ・いろんな事案をみても、子どもは、大人が思っている以上に、切羽詰まるまで、いじめられていることを打ち明けないことがわかってきました。
- ・ですから、子どもが相談してきた時点では、すでに心の傷は相当深くなっていると理解すべきであり、「しばらく様子を見る」対応は大変危険です。様子を見ている間に、いじめは深刻化し、心の傷はさらに深くなっていく恐れがあります。

○子どもの頃を思い出そう

- ・なぜ、いじめられていることを大人に相談しないのか。そう思う前に、ちょっと立ち止まって、自らの子どもの頃を思い出してみてください。
- ・子どもが、やっとの思いで打ち明けてくれたとき、「どうして相談しなかったの」「相談しないあなたもいけない」といった対応をすることは、子どもを絶望させてしまいます。

○被害者責任論は大人の誤解

- ・どんなことがあっても、人が人を傷つけていいはずはありません。
- ・被害者責任論は、問題を複雑化させているいじめに対する大人の誤解です。「いじめられるあなたにも原因があるのではないか」－この言葉もまた、やっとの思いで打ち明けてくれた子どもを絶望させるものであることを肝に銘じておきたいものです。

○いじめは、いじめ加害者問題

- ・繰り返されるいじめ行為をとめない限り、真の問題解決にはつながりません。
- ・その意味で、被害者を守ることと併せて、加害者が抱える問題にどこまで寄り添うことができるのか。いじめ問題は、いじめ加害者問題であるとの認識で取り組むべきと考えます。

○最後に

- ・いじめ行為そのものを見つけることは難しいですが、先生なら、繰り返しいじめを受けている子どもの心の変化を必ず見つけられるはずですよ。

子どもたちのSOSをキャッチしよう

早期発見チェックポイント

観察項目

学校で【学習の場】

①	遅刻、早退や欠席が目立ってくる。	
②	学習意欲がなくなり、成績が低下してくる。	
③	授業中うつむいていることが多く、発言しなくなる。	
④	机、教科書、ノートなどに落書きされる。	
⑤	教科書、ノートなどが隠されたり、なくなったりする。	
⑥	発表するとやじられたり、笑われたりする。	
⑦	グループ分けで、なかなか所属が決まらない。	
⑧	ゲーム中にパスがわたらない。ボールを拾いにやらされる。	
⑨	作品を製作中に用具がなくなったり、作品を壊されたりする。	
⑩	休み時間に呼び出されたり、授業に遅れたりする。	

学校で【生活の中】

①	元気がなくなり、顔色がすぐれなくなる。	
②	頭痛、腹痛などを訴え、保健室へひんぱんにいく。	
③	用事がないのに職員室に来たり、職員室の近くをうろうろしたりする。	
④	衣服に汚れや破れ、すり傷などが見られる。	
⑤	靴、鞆等の持ち物を隠されたり、いたずらされたりする。	
⑥	掲示物（書写や絵画等の作品）にいたずらされる。	
⑦	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたり、命令されたりする。	
⑧	遊びの中でいつも同じことをやらされる。（かくれんぼの鬼など）	
⑨	仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。	
⑩	一人で掃除や後片づけをしていることが多い。	

◎とても目立つ ○目立つ を付けて「いじめ」の前兆を見逃さないようにしましょう。

子どもたちのSOSをキャッチしよう

早期発見チェックポイント

観察項目

家庭で

①	表情がさえず、おどおどした様子が見られる。	
②	持ち物をひんぱんになくしてくる。	
③	教科書やノートにいたずらをされて帰ってくる。	
④	いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。	
⑤	衣服を汚してきたり、あざや傷をつけてきたりする。	
⑥	家族のささいな言葉にイライラしたり、反抗したりする。	
⑦	登園・登校をしぶったり、早退や欠席が多くなる。	
⑧	家族を避け、何か隠しているような気配が感じられる。	
⑨	TVゲームなどの一人遊びに夢中になり、外出が少なくなる。	
⑩	よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。	
⑪	体のあざや傷を隠すためお風呂に入るのを嫌がるようになる。	
⑫	学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。	
⑬	頭痛・腹痛などをよく訴えるが、特に異常がない。	
⑭	携帯電話(スマートフォン)でのやりとりで気になる様子がある。	

地域で

①	仲間に入れず、一人でポツンと過ごすことが多い。	
②	遊びの中で笑いものにされたり、からかわれたりする。	
③	近所の年下の子どもとしか遊べなくなる。	
④	ゲームコーナーなどでお金をよくつかう。	
⑤	一人で掃除や後片づけをさせられていることが多い。	
⑥	自転車など個人の持ちものにいたずらをされる。	

◎とても目立つ ○目立つ を付けて「いじめ」の前兆を見逃さないようにしましょう。

1 早期発見チェックポイント活用例

【家庭で】		5月 日	11月 日	2月 日
①	表情がさえず、おどおどした様子が見られる。			
②	持ち物をひんぱんになくしてくる。			
③	いろいろと理由をつけて、お金をたびたび要求する。			
④	登園・登校をしぶったり、早退や欠席が多くなる。			
⑤	よく電話がかかってきて、困っている様子がうかがえる。			
⑥	学習意欲をなくし、学校の成績が急に悪くなる。			
⑦	頭痛・腹痛などをよく訴えるが、特に異常がない。			
⑧	携帯電話(スマートフォン)でのやりとりで気になる様子がある。			

○ 目立つ △ 気になる

1 学期		2 学期		3 学期	
保護者	担任	保護者	担任	保護者	担任

※お子様のことで、何か心配なことがありましたら、具体的にお書きください。

2 未然防止のための活動例

湖南市 いじめをなくそうサミットを開催

8月22日、市内の小中学校の児童生徒・保護者・地域代表・教職員約90人が参加し、「第2回いじめをなくそうサミット」が開催されました。

絵本「わたしのせいじゃない」を用いたワークショップで、グループに分かれていじめについて考え、意見交流した後、学校別に「いじめをなくそう」という願いと決意を込めたアピール文を作成しました。

参加した子どもたちからは、「本当に平和な生活だと言えるのは、いじめがこの世からなくなってから。人間の個性はさまざま、その個性を受け入れるところから始めないといけないと思った」「手を出した人はもちろん悪いと思うが、実際にいじめが起きているのに無関心な人も責任が大きいという考えが新鮮でした」という声が聞かれました。

また、この場で作成されたアピール文は、2学期の始業式などで発表され、「いじめは何があっても絶対に許されることではありません。私たちも見逃すことなく立ち向かっていきます。」といった前向きな受け止めが多く見られました。



「広報こなん」(2012年10月号)より

高島市 ストップいじめ対策会議を開催

子どもと大人がいじめをテーマに率直な意見を交換し、いじめ防止対策に生かすため、「ストップいじめ対策会議」を8月26日(日)に開催しました。会議では、11人の児童生徒が子ども委員として、いじめに対する意見や思いを話し合い、保護者や地域の方で構成する大人委員は、子ども委員の話聞いて、大人の役割について協議しました。

＝子ども委員の意見の一部＝

- ・親や先生は、もっと子どもの話を聞いてほしい。
- ・先生だけでなく、自分たちもいじめている人といじめられている人の間に入ることができる環境づくりをすることが大切。
- ・みんなで大人に相談しやすい雰囲気をつくるのが大切。

＝大人委員の意見の一部＝

- ・子どもが悲しい時、つらい時こそ受けとめてやる親にならなければならない。
- ・相談しても解決しないとあきらめている子がいないだろうか。満中の子は、声を出せない場合がある。周りで見ている人が気付いてあげられるとよい。
- ・気持ちや考えを相手に伝える力を、子どもたちが身につけられる活動を進めていきたい。



「広報たかしま」(2012年10月号)、「教育委員会広報」(2012年11月)より

いじめ等の相談の窓口

資料4

○ 「いじめ問題対応専門員（子ども相談員）」による相談電話

区分	対象	電話番号
県立学校 地域統括担当	○県立学校におけるいじめ事案	077-524-7500
大津・高島 地域担当	○大津市、高島市における市立小・中学校でのいじめ事案	077-522-2020
南部・甲賀 地域担当	○草津市、栗東市、守山市、野洲市、湖南市、甲賀市における市立小・中学校でのいじめ事案	077-567-5404
東近江 地域担当	○東近江市、近江八幡市、竜王町、日野町における市立小・中学校でのいじめ事案	0748-56-1050
湖東・湖北 地域担当	○彦根市、米原市、長浜市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町における市立小・中学校でのいじめ事案	0749-24-1555

※相談受付時間 平日9:30~18:00（年始年末は除く）

- 「こころんだいやる」 9:00~21:00
※「こころんだいやる」では、077-524-2030でも受け付けています。 } Tel. 0570-078310 なやみいおう
- 「子どもナイトだいやる」 21:00~9:00

○ 法務局の相談窓口

- ・ 子どもの人権110番（全国共通フリーダイヤル） Tel. 0120-007-110
※大津地方法務局人権擁護課につながります。（受付時間 平日8:30~17:15）
- ・ みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル） Tel. 0570-003-110
※電話をおかけになった場所の最寄りの法務局につながります。（受付時間 平日8:30~17:15）

大津地方法務局人権擁護課	（大津市京町3-1-1）	Tel. 077-522-4673
大津地方法務局甲賀支局	（甲賀市水口町水口5655）	Tel. 0748-62-1828
大津地方法務局彦根支局	（彦根市西今町58-3）	Tel. 0749-22-0242
大津地方法務局長浜支局	（長浜市八幡東町253-4）	Tel. 0749-62-0565

（大津地方法務局の4関係課局 平日8:30~17:15）

・ インターネット人権相談受付窓口

<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

○ 県内市町に開設のいじめなど悩みに関する相談窓口

名称	対象地域	相談受付時間	電話番号
いじめ対策推進室	大津市	平日 9:00~17:00	Tel. 077-528-2830
おおつ子どもナイトダイヤル		17:00~9:00 要予約	Tel. 077-523-1501
彦根市いじめ相談ほっとライン	彦根市	平日 9:00~17:00	Tel. 0749-24-7977
草津市立教育研究所「やまびこ教育相談」	草津市	平日 9:30~17:00	Tel. 077-563-1270
栗東市いじめホットライン	栗東市	平日 9:30~16:00	Tel. 077-554-0323
なやみ聴こうかダイヤル	甲賀市	平日 9:00~17:00	Tel. 0748-86-8100
野洲市ふれあい教育相談センター	野洲市	平日 9:00~17:00	Tel. 077-587-6925
ふれあい教育相談室	湖南市	平日 9:00~16:30	Tel. 0748-72-4810
高島市教育相談・課題対応室	高島市	平日 8:30~17:00	Tel. 0740-32-4406
日野町子育て・教育相談センター	日野町	平日 8:30~17:00	Tel. 0748-53-3838
日野町教育委員会		平日 8:30~17:00	Tel. 0748-52-6564

○ 青少年センターの相談窓口

名称	相談受付時間	電話番号
大津少年センターあすくる大津	火~日 9:00~17:00	Tel. 077-522-3721
大津市壺田少年センター	火~土 9:00~17:00	Tel. 077-573-9000
彦根市少年センターあすくる彦根	平日 9:00~16:00	Tel. 0749-26-6880
長浜市長浜青少年センターあすくる長浜	平日 9:00~16:30	Tel. 0749-65-8901
長浜市木之本青少年センター	平日 9:00~17:00	Tel. 0749-82-4798
近江八幡・竜王少年センターあすくるHAL（ハル）	平日 9:00~16:00	Tel. 0748-37-8651
東近江少年センターあすくる東近江	平日 8:30~17:00	Tel. 0748-48-6835
東近江少年センター愛知川分室	平日 9:00~16:00	Tel. 0749-42-2834
草津市立少年センターあすくる草津	平日 9:30~16:00	Tel. 077-562-0594
守山野洲少年センターあすくる守山野洲	平日 8:30~17:15	Tel. 077-583-7474
栗東市少年センター	平日 9:00~16:00	Tel. 077-551-0141
湖南市少年センターあすくる湖南	平日 9:00~16:00	Tel. 0748-77-7053
甲賀市少年センター	平日 8:30~17:15	Tel. 0748-62-6010
日野町少年センター	平日 9:00~16:30	Tel. 0748-53-1325
犬上少年センター	平日 9:00~16:30	Tel. 0749-38-4664
米原市少年センター	平日 9:00~16:30	Tel. 0749-54-5001
高島市少年センターあすくる高島	平日 9:00~17:00	Tel. 0740-32-3824

○ 警察の相談窓口

名称	相談受付時間	電話番号
大津少年サポートセンター	平日 8:30~17:15	Tel. 077-521-5735
米原少年サポートセンター	平日 8:30~17:15	Tel. 0749-52-0114

※平成25年5月末日現在

【まわりの児童生徒へ】

- ・周りの仲間を気にすることがあるので、安心できる環境で、詳細に聴き取る。
- ・周りで見ていると同じようにつらい思いをしていた場合もあるので、じっくりと話を聞く。
- ・問題解決に向けて協力することが、勇気ある正しい行動であることを理解させる。

【加害の児童生徒へ】

- ・中立的、受容的に対応し、緊張・警戒心をほぐす。(言葉に耳を傾ける姿勢)
- ・最初から行為を責めるような聞き取りはしない。
- ・いじめの内容といじめの動機、背景を探る。

【他の教職員や保護者等へ】

- ・客観的な事実の情報収集をできる限り行う。



対策②

(1) 情報の集約

(2) 対応方針の決定

①情報の集約について

- ・被害生徒の状況の確認
- ・加害児童生徒のアセスメント
- ・集団(周りの生徒)のアセスメント

②対応方針の決定

- ・すぐさま打つべき手と短期・中期・長期に分けて対応策を検討する。
- ・必要に応じて福祉(児童相談所)、医療機関、地域と連携して対応。(個人情報保護に配慮する)
特に重大な事案や犯罪行為の場合には警察と連携して対応。
- ・教育委員会と適切に連携を取り合う。

全教職員の共通理解と組織対応
保護者への説明と協力依頼

【被害の児童生徒へ】

- ・継続していじめられた子どもの状況を把握するとともに、被害児童生徒の目線に立った具体的プランを示す。
- ・いじめを許さない毅然たる姿勢を示す。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラーによる対応を行う。

【まわりの児童生徒へ】

- ・見て見ぬふりをせざるを得なかった状況もあるので、継続して状況を把握する。
- ・自分とは関係のないと考えたりすることはいじめを容認したことになり、何もできなかったことになることを理解させる。
- ・被害児童生徒の思いを確認しながら、必要に応じてアンケートを実施する。
- ・学級会等を開き、学級としてどうすべきかを学級全体で考えさせる。

【加害の児童生徒へ】

- ・いじめの言動の背景にあるものをつかみ、その課題の解消を図る。
- ・いじめは重大な人権侵害であることを気づかせる。
- ・相手の辛く悔しい気持ちを理解させ、心からの謝罪が行えるよう導く。

- ・必要に応じて出席停止等の指導を検討する。

【保護者へ】

- ・被害、加害の児童生徒の保護者には、必ず「事実の報告」を行い、「解決に向けた学校の取り組み」について、理解と協力を求める。
- ・加害の児童生徒とその保護者に来校を求め、「いじめは絶対に許されないこと・いじめをしてはいけないこと」について、いじめられる側の思いに至るまで話し合う。



対策③

(1) 結果の集約

(2) 再発防止への取組

①結果の集約

- ・被害児童生徒の継続的なケアと保護者連携

②再発防止に向けた取組

- ・該当生徒(加害者等)の指導
- ・学級単位(傍観者・観衆)の指導
- ・学校全体の取組

【被害の児童生徒へ】

- ・いじめ解消後も注意深く見守り、毎日声をかけるなど、継続的に支援を行う。
- ・楽しい充実した学校生活を感じることでできるよう、安心できる居場所づくりを行う。

【まわりの児童生徒へ】

- ・情報収集を継続的に行う。
- ・学級での取組について、常に振り返りをさせるようにする。
- ・学級の進んだ取組を学年や全校に広める。

【加害の児童生徒へ】

- ・保護者の理解のもとに、徹底した指導・支援を行う。
- ・いじめ解消後も継続した見届けを行う。

【保護者へ】

- ・いじめが解消されたと見られる場合であっても、状況把握のために継続的に連絡を取り合う
- ・対策委員会の判断のもと、学級・学年・学校単位での保護者会を状況に合わせて開催し、いじめの事案と学校の対応や取り組みについて説明し、理解と協力を求める。